

5 臨港地区

臨港地区とは、港湾における様々な活動が円滑に行われ港湾の機能が十分に発揮できるようにするために指定する区域です。臨港地区内では、適正な土地利用を図るために商港区、工業港区、保安港区、修景厚生港区の4種類の分区を指定し、各分区の果たす機能に応じて、用途地域に定める用途制限などに関わらず、目的に合わない建築物の建設について制限を設けています。

臨港地区の指定（周南都市計画）

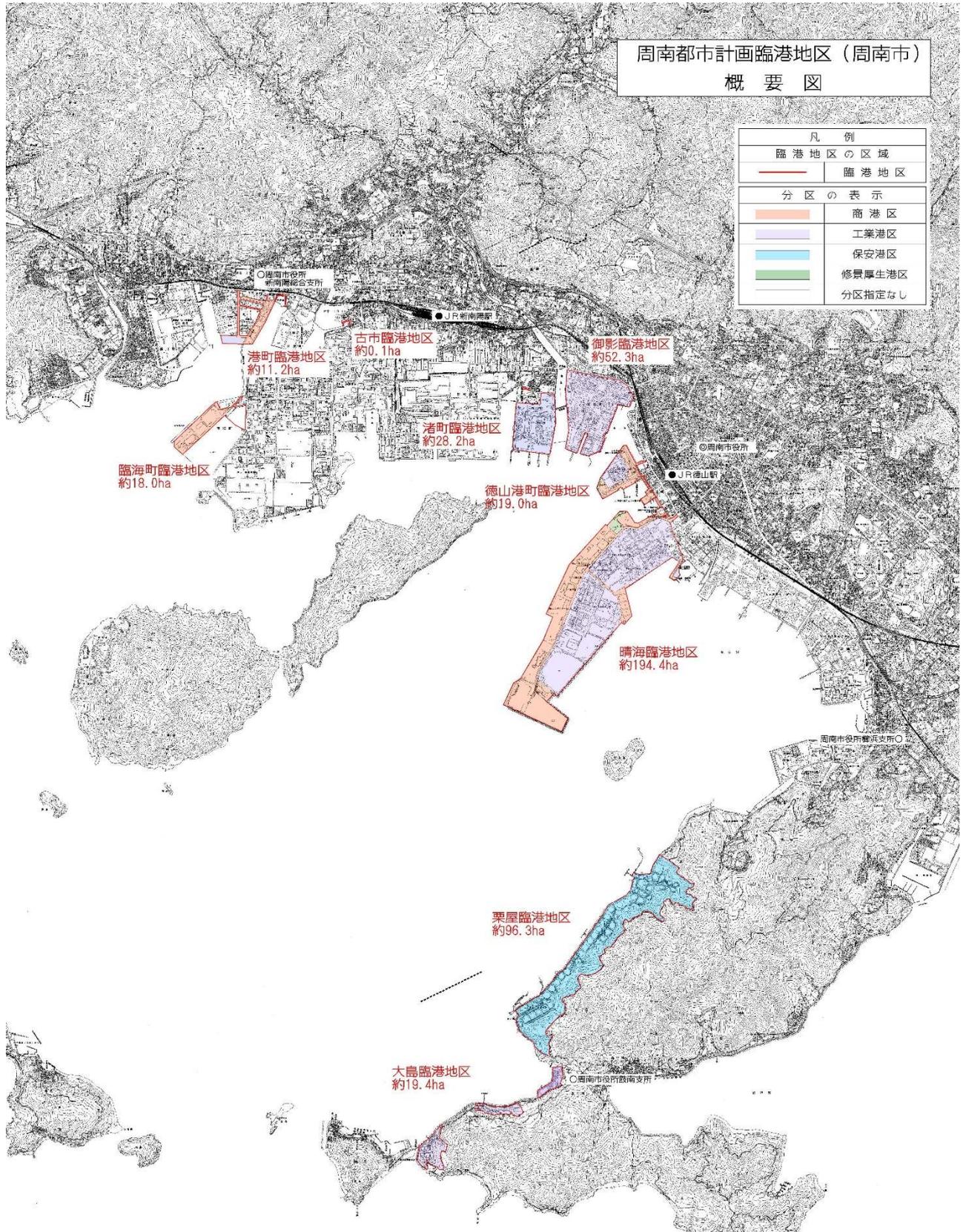
決定年月日	名称	面積	備考（分区指定）
昭和40年3月24日 建告示第762号	徳山・下松港 臨港地区	約159ha	商港区24.2ha（大字徳山字築港及び東浜崎） 保安港区134.8ha（大字大島字打上及び大字栗屋字大浦）
平成24年3月30日 県告示第139号	御影臨港地区	約52.3ha	工業港区 52.3ha（御影町）
	徳山港町 臨港地区	約19.0ha	商港区 11.1ha（徳山港町及び築港町の各一部） 工業港区 7.2ha（徳山港町の一部） 修景厚生港区 0.7ha（徳山港町の一部）
	晴海臨港地区	約194.4ha	商港区 75.1ha（入船町、築港町、那智町及び晴海町の各一部） 工業港区 114.1ha（徳山港町及び晴海町の各一部） 修景厚生港区 2.4ha（晴海町の一部） 分区なし 2.8ha（晴海町の一部）
	栗屋臨港地区	約96.3ha	保安港区 96.3ha（大字栗屋の各一部）
	大島臨港地区	約19.4ha	工業港区 19.4ha（大字大島の各一部）
平成27年9月4日 県告示第307号	渚町臨港地区	約28.2ha	商港区 0.1ha（三笹町の一部） 工業港区 28.1ha（渚町の一部）
	古市臨港地区	約0.1ha	商港区 0.1ha（古市一丁目の一部）
	港町臨港地区	約11.2ha	商港区 8.3ha（港町、浜田一丁目及び温田二丁目の一部） 工業港区 2.3ha（港町の一部） 修景厚生港区 0.6ha（港町の一部）
	臨海町臨港地区	約18.0ha	商港区 13.8ha（臨海町の一部） 分区指定なし 4.2ha（臨海町の一部）
計		約438.9ha	商港区 108.5ha 工業港区 223.4ha 修景厚生港区 3.7ha 保安港区 96.3ha 分区指定なし 7.0ha

青字については、分区変更後の面積（都市計画変更なし）



晴海臨港地区

周南都市計画臨港地区（周南市）
概要図



凡例	
臨港地区の区域	
	臨港地区
分区の表示	
	商港区
	工業港区
	保安港区
	修景厚生港区
	分区指定なし

商港区 : 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする地域
 工業港区 : 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする地域
 保安港区 : 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする地域
 修景厚生港区 : 港湾の景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする地域